

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について  
(建築基準法第 5 1 条に関する件：徳島市)

- 許可申請の法的根拠 . . . . . P 1
- 都市計画概略図 . . . . . P 2
- 配置計画図 . . . . . P 3
- 産業廃棄物処理施設の概要 . . . . . P 4
- 施設の維持管理計画 . . . . . P 5
- 他法令との関連 . . . . . P 6
- 周辺住民等に対する説明会 . . . . . P 6
- その他 (写真・図面等) . . . . . P 8



## 許可申請の法的根拠

### 建築基準法 (抜粋)

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

第51条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会(その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会)の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

### 建築基準法施行令 (抜粋)

(位置の制限を受ける処理施設)

第130条の2の2 法第51条本文(法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

(一 (略))

二 次に掲げる処理施設(工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。以下「産業廃棄物処理施設」という。)

イ 廃棄物処理法施行令第7条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設

(ロ (略))

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置に対する制限の緩和)

第130条の2の3 法第51条ただし書(法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により政令で定める新築、増築又は用途変更の規模は、次に定めるものとする。

(一、二、四～六 (略))

三 工業地域又は工業専用地域内における産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物に係る新築、増築又は用途変更(第6号に該当するものを除く。)

一日当たりの処理能力(増築又は用途変更の場合にあつては、増築又は用途変更後の処理能力)が当該処理施設の種類に応じてそれぞれ次に定める数値以下のもの

(イ～リ、ル～レ (略))

ヌ 廃棄物処理法施行令第2条第二号に掲げる廃棄物(事業活動に伴って生じたものに限る。)又はがれき類の破碎施設 100トン

(第2項 (略))

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (抜粋)

(産業廃棄物処理施設)

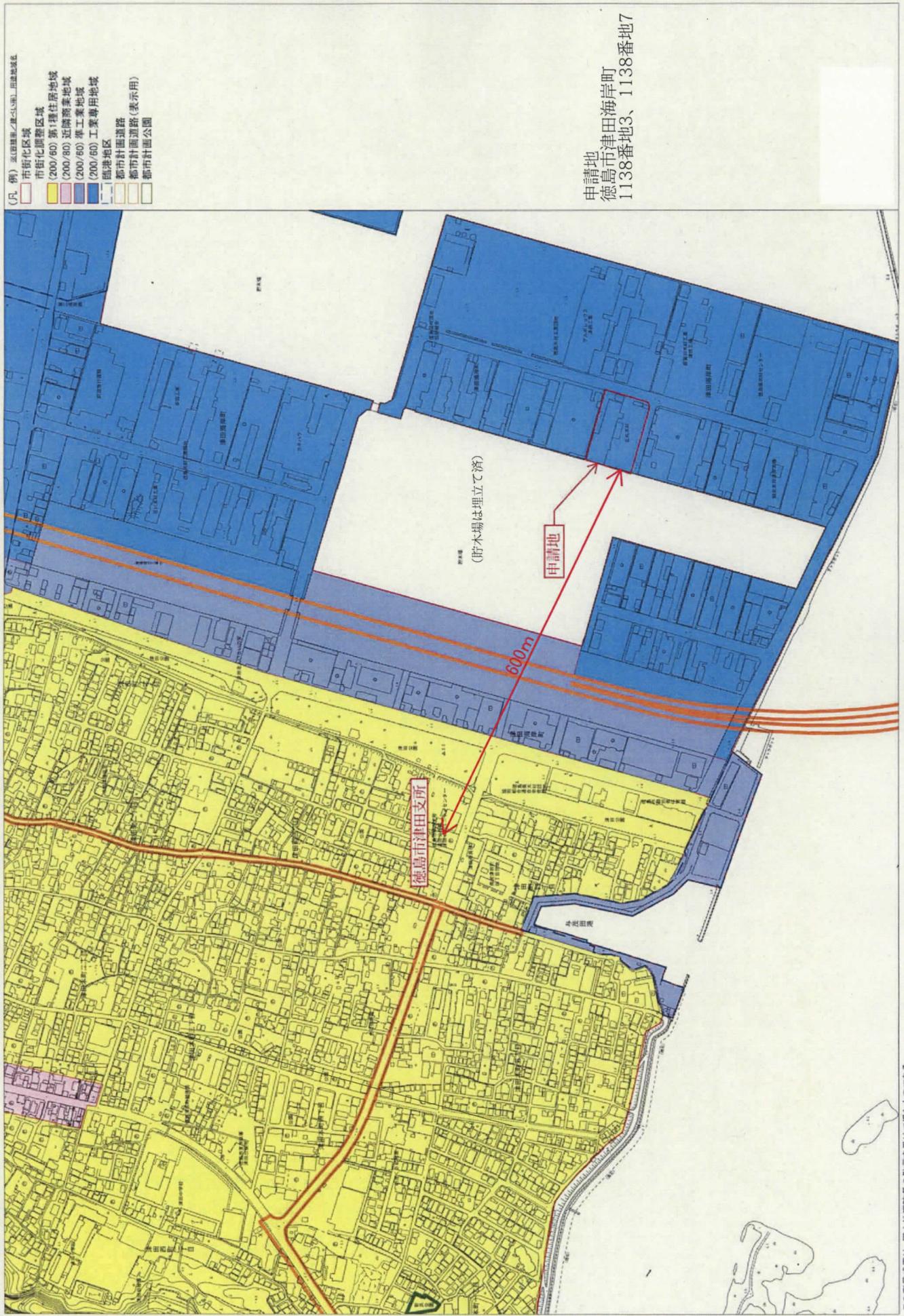
第7条 法第15条第1項の政令で定める産業廃棄物の処理施設は、次のとおりとする。

(一～八、九～十三の二 (略))

八の二 第二条第二号に掲げる廃棄物(事業活動に伴つて生じたものに限る。)又はがれき類の破碎施設であつて、一日当たりの処理能力が5トンを超えるもの

都市計画概略図

(※公共下水道及び都市下水路に属するものを除く)



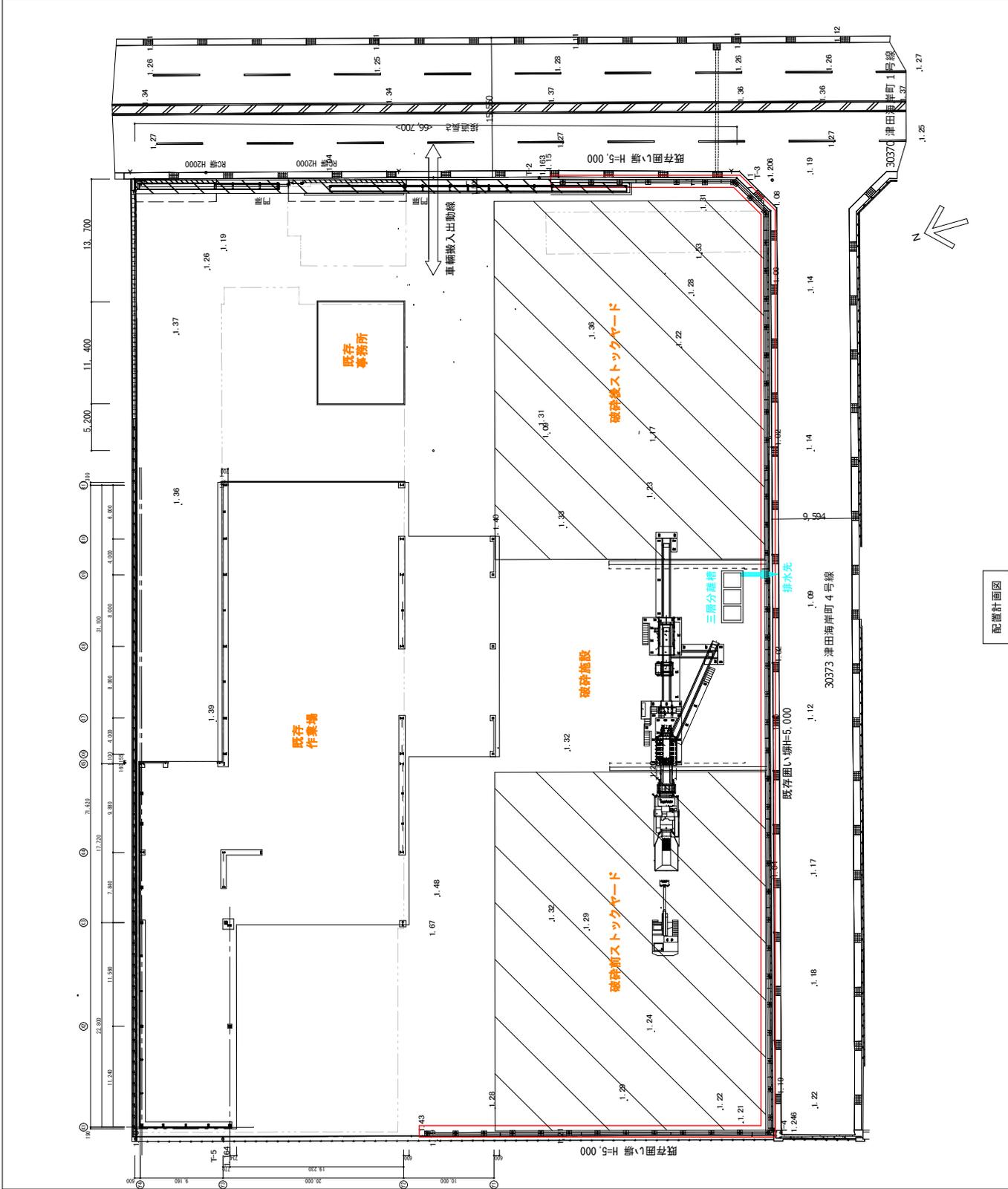
- (凡) 区(区画整理)種(区画)用途地種名
- 市街化区域
  - 市街化調整区域
  - (200/60) 第一種住居地域
  - (200/80) 近隣商業地域
  - (200/60) 準工業地域
  - (200/60) 工業専用地域
  - 臨港地区
  - 都市計画道路
  - 都市計画公園(表示用)

申請地  
徳島市津田海岸町  
1138番地3、1138番地7

この測量結果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである。  
(測量番号) 平24 四公測50号

計画地：徳島県徳島市津田海岸町138番地3、138番地7	
作業種：鉄骨造平屋建	
31.10×20.00=622.00	
24.00×10.00=240.00	
17.72×29.16=516.71	
22.80×9.93=226.40	
延床面積：1,605.11㎡	
建築面積：1,605.11㎡（：1mを越える庇の出はない。）	
事務所：鉄骨造2階建	
延床面積：220.00㎡（建築確認より）	
建築面積：149.30㎡（建築確認より）	
合計	
延床面積：1,825.13㎡	
建築面積：1,754.47㎡	

TITLE	配設計画図
DRAWING	配設計画図
DATE	
SCALE	1/50
CHECK	



配設計画図

竣工図	設計 監
工事種別	設計 監
DRIVING DESIGN	
DATE	
SCALE	
CHECK	

## 産業廃棄物処理施設の概要

申請地	徳島県徳島市津田海岸町 1138 番地 3、1138 番地 7
用途	産業廃棄物施設（がれき類破碎施設）
敷地面積	7,550 m <sup>2</sup>
建築物概要	<p>建築面積 1754.47 m<sup>2</sup> 事務所 149.36 m<sup>2</sup> 作業場 1605.11 m<sup>2</sup></p> <p>延べ面積 1825.13 m<sup>2</sup> 事務所 220.02 m<sup>2</sup> 作業場 1605.11 m<sup>2</sup></p> <p>構造・階数 事務所 鉄骨造・2 階 作業場 鉄骨造・1 階</p>
破碎施設の能力、台数	<p>一次破碎機：BR380JG-3 処理能力：681.6t/日 台数：1 台</p> <p>二次破碎機：ジョークラッシャー AC3219B 台数：1 台</p> <p>ふるい機：スクリーン NSR482 台数：1 台</p>
産業廃棄物の種類	がれき類(工作物の新築，改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物)
保管能力 取扱量	3334.9 m <sup>3</sup> （がれき類、再生砕石共） 1,250 t/月（年間取扱量：15,000t/年）を上限
事業所への廃 棄物搬入計画	車両区分：大型車 車両台数：16 台/日
操業時間・日数	月～土 8:00～17:00 年間 280 日(2,240 時間程度) 【毎月第 1・第 3 土曜日、正月、ゴールデンウィーク、お盆については休み】

## 施設の維持管理計画

1. 敷地の囲い	<p>破砕施設及びストックヤード周辺に H=5m の壁が設置されています。</p> <p>構造: H=2m のコンクリート塀の上に H=3m の H 鋼柱 + 丸太横矢板 計 H=5m</p>
2. 大気汚染対策 粉じん対策	<p>ストックヤードについては、H=5m の壁の設置及び散水します。</p> <p>破砕機の稼働中は、散水します。</p>
3. 水質汚濁防止対策	<p>三層分離槽を設置すると共に、PH 測定を実施し記録により、水質汚濁防止対策を実施します。</p>
4. 騒音防止対策	<p>破砕機の稼働に関しては、空ぶかしなどの運転をしないように管理を行ない、さらに待機中はエンジンを切り、騒音防止対策を図ります。</p> <p>また、測定結果の状況によっては、破砕機周辺に防音シート並び防音板などで囲い、騒音防止対策を図ります。</p>
5. 振動防止対策	<p>破砕機の稼働に関しては、空ぶかしなどの運転をしないように管理を行ない、さらに待機中はエンジンを切り、振動防止対策を図ります。</p>
6. 防犯	<p>敷地内に監視カメラと警備会社(セコム)により監視します。</p>
7. 交通事故防止対策	<p>交通ルールを遵守し安全運転を徹底します。</p>
8. 事故防止対策	<p>従業員への教育を行ない、事故防止に取り組みます。</p>

## 他法令との関連

- (1) 徳島県産業廃棄物処理指導要綱
  - ・処理施設の設置等に係る事前協議書提出 令和3年5月14日
  - ・適正立地審査会（書面開催）より審査結果通知 令和3年6月23日
- (2) 騒音規制法
  - ・特定施設設置届提出 令和3年6月28日
- (3) 徳島県生活環境保全条例
  - ・事前協議申込書提出 令和3年6月11日
  - ・事前協議に対する措置についての通知 令和3年7月20日
  - ・粉じん発生施設設置届提出（ベルトコンベア） 事業開始前までに届出
- (4) 大気汚染防止法
  - ・一般粉じん発生施設設置届（堆積場、破砕機） 事業開始前までに届出
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
  - ・産業廃棄物処理施設設置許可申請提出 建築基準法第51条の許可後に提出
  - ・産業廃棄物の処理の許可申請提出 上記の施設設置許可後に提出

## 周辺住民等に対する説明会

廃棄物処理施設の設置については、徳島県廃棄物処理指導要綱において施設設置の許可手続きに際し、施設の円満な立地を進める観点から「周辺住民の方々に事業内容を周知し理解を求めること」となっており、産業廃棄物処理施設適正立地審査会において、半径300m以内の住民等の理解を求めることが指導されております。

今回は施設半径300m以内に住宅はなく木材団地協同組合の組合員様に対し説明会を開催しました。

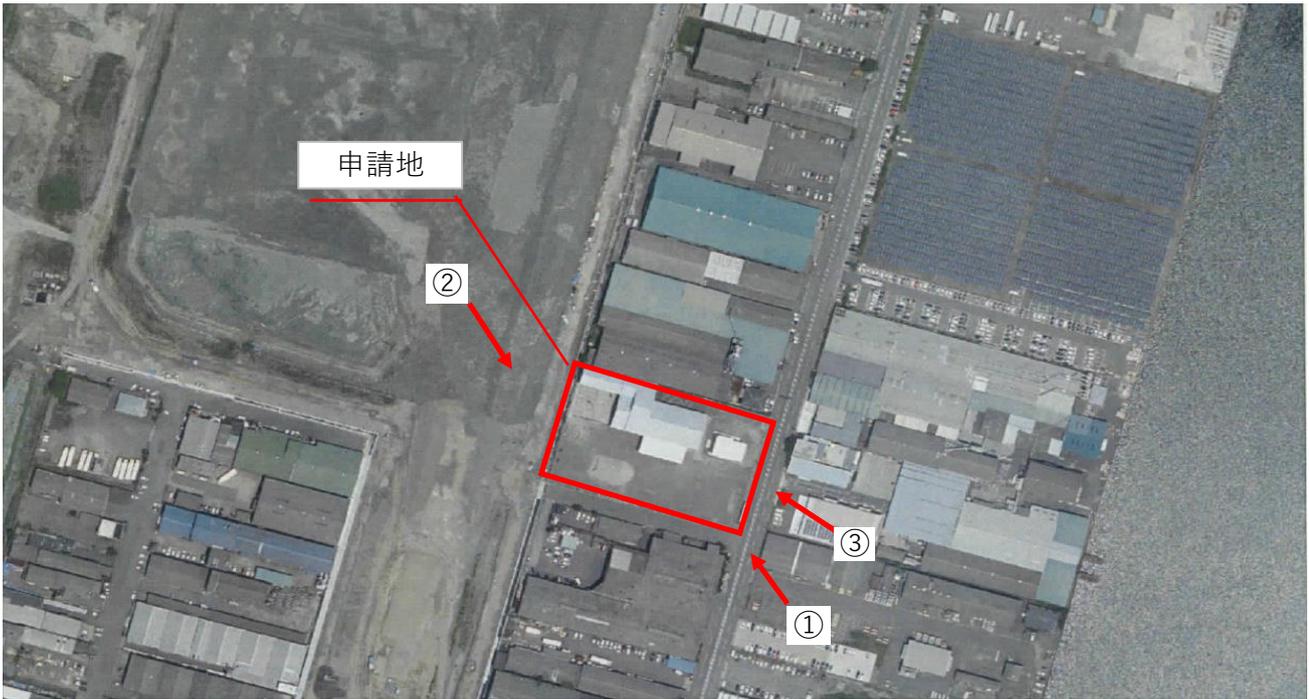
周知対象	徳島県木材団地協同組合員
開催日時	令和3年5月28日（金） 13時30分から
場所	徳島県木材団地協同組合連合会会館

■施設半径300mの範囲を示す位置図



現況写真

航空写真



①敷地全景写真（東・南面）



②敷地西面



③既存建築物



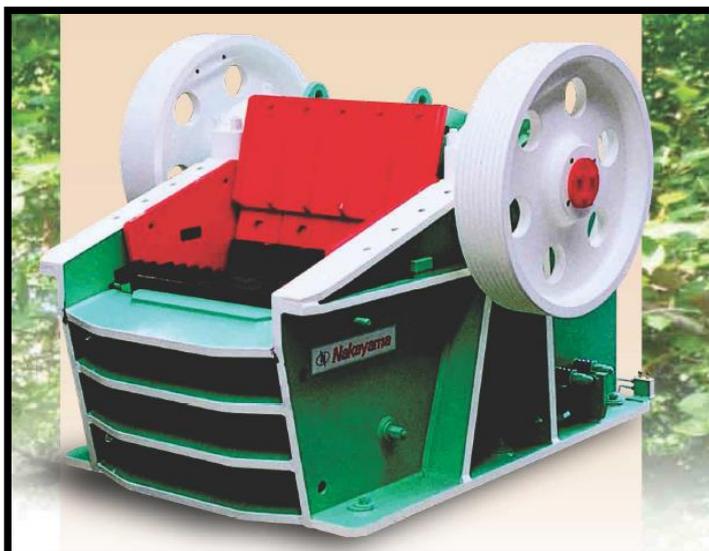


## 破碎施設のイメージ図

一次破碎機（移動式破碎機）



二次破碎機（固定式）



ふるい機

